

全建事発第 126 号
平成 27 年 3 月 11 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
〔公 印 省 略〕

東日本大震災に伴う建設業関係事務の取扱いの延長について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記については、東日本大震災による被害を受けた建設企業について、国土交通省が平成 23 年 8 月に建設業許可および経営事項審査における特例措置を通知したところです。

当該特例措置につきましては、平成 27 年 3 月 31 日をもちまして終了となる予定ですが、国土交通省では、被災地及び被災建設企業の現状に鑑み、特例措置の一部について、別添のとおり延長することとしました。

つきましては、当会宛てに別添の通知がありましたので、お知らせいたします。

敬具

【添付資料】

別 添：東日本大震災に伴う建設業関係事務の取扱いの延長について

参 考：東日本大震災に伴う建設業関係事務の取扱いについて（平成 23 年 8 月 30 日付け事務連絡）

なお、添付資料につきましては、以下の国土交通省HPからダウンロードすることができます。

<http://www.mlit.go.jp/common/001081598.pdf>

(担当) 事業部事業企画課 川上 電話:03-3551-9396 FAX:03-3555-3218

事 務 連 絡
平成 27 年 3 月 4 日

各地方整備局等建設業関係事務担当者殿
(都道府県所管部局長あて参考送付)

国土交通省土地・建設産業局建設業課

東日本大震災に伴う建設業関係事務の取扱いの延長について

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）に基づく許可及び経営事項審査に関する被災者に係る法の適用については、「東日本大震災に伴う建設業関係事務の取扱いについて」（平成 23 年 8 月 30 日付け事務連絡）により通知したところである。

同通知による、東日本大震災に伴う建設業関係事務の特別の取扱いについては、「東日本大震災に伴う建設業関係事務の取扱いの延長について」（平成 25 年 3 月 1 日付け事務連絡）により平成 27 年 3 月末をもって終了することとなっているが、今般、被災地及び被災建設業者の現状に鑑み、その取扱いの一部について下記の通り延長を行うこととした。

貴職におかれてはその趣旨を十分ご理解の上、事務処理に当たって遺漏なく措置されるようお願いする。

記

1. 許可関係

営業所の取扱いについて

営業所の社屋については、平成 23 年 8 月 30 日付け事務連絡 1.（3）により、倒壊等により存在しなくなった場合でも同年 9 月 1 日以降は、原則として通常どおり法第 11 条に基づく営業所の変更届（場合によっては許可換え又は廃業届）の提出が必要となるが、特例として、震災前に現に設置されていた営業所（以下「元の営業所」という。）が震災により流出等し、営業所の実態がなくなっているが、元の営業所に戻って営業する意思があり、仮移転により営業を継続しているときは、許可行政庁は、速やかに（概ね同年 9 月末までを目処に）、当該建設業者から、別紙 3 による当該仮移転先の所在地、電話番号、代表者氏名等の報告を受けるものとし、当該報告がなされた場合には、平成 25 年 3 月 31 日までの間は、元の営業所において営業を行っているものとみなすこととされ、平成 25 年 3 月 1 日付け事務連絡 1.（2）により、平成 27 年 3 月 31 日までその期間を延長している（このため変更等の届出は不要となっている。）。

今般、被災地の状況等に鑑み、福島県内の営業所について、現時点において仮移転の届出を行っている建設業者については、更に平成 29 年 3 月 31 日までの間は、元の営業所において営業を行っているものとみなす。

なお、主たる営業所を仮移転している場合は、経營業務の管理責任者及び営業所ごとに置く専任技術者を、従たる営業所を仮移転している場合は、営業所ごとに置く専任技術者を、それぞれ仮移転先に設置することが必要であることに引き続き留意すること。

また、仮移転先の報告を行った建設業者が、平成 29 年 3 月 31 日までの間に元の営業所に実態を備えた場合には、別紙 4 による報告を受けるものとする。平成 29 年 3 月 31 日までに元の営業所に実態を備えられなかった場合には、本特例が更に延長されな

い限り、仮移転先に正式に移転し営業所を変更すること等が必要となるが、当該変更等については、法に基づく正式な変更届等と併せて、別紙５による報告を受けるものとする。許可行政庁においては、これらを通じて、仮移転先の報告を行った建設業者の状況を適切に把握しつつ、平成２９年３月３１日までに営業所の再建や移転が進むよう、指導に努めること。加えて、仮移転をしている建設業者の許可行政庁は当該建設業者が許可行政庁の所管区域外に移転している場合についても、当該建設業者の指導・監督等について遺漏なきよう努めること。

なお、許可行政庁においては、別紙３～５による報告を行った建設業者情報（許可番号、許可年月日、商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の名称及び所在地）と併せて、別紙３～５（別紙３については、閲覧に供することにつき、報告の際に建設業者の了解を得たものに限る。）について、閲覧に供することとする。

別紙 1

平成26年3月31日をもって、別紙1に関する特例措置は終了するため削除

別紙 2

平成 2 5 年 3 月 3 1 日をもって、別紙 2 に関する特例措置は終了するため削除

仮移転先報告書

下記のとおり、仮移転先の報告をします。

平成 年 月 日

●●地方整備局長等 殿

届出者 印

建設業者情報	許可番号		
	許可年月日		
	商号又は名称		
	代表者又は個人の氏名		
	主たる営業所の名称 及び所在地		
仮移転先情報	仮移転している元の営業所の 名称及び所在地		
	仮移転先の所在地		
	仮移転先の電話番号 (携帯電話も可)		
	仮移転先の専任技術者		
	仮移転先の経営業務の管理 責任者(主たる営業所を仮移 転した場合)		
	仮移転先の令3条の使用人 (従たる営業所を仮移転した 場合)		
当該報告書を公衆の閲覧に供することの可否→ 可 ・ 不可 (○を付けること)			

(※) 仮移転先や仮移転した元の営業所が複数ある場合には、それらの対応関係が明らかになるよう記載すること。

(※) 報告書の閲覧を不可とした場合であっても報告をした建設業者情報については公表されます。

営業所復旧報告書

平成 年 月 日付で報告した営業所の仮移転について、下記のとおり、営業所が復旧したので報告します。

平成 年 月 日

●●地方整備局長等 殿

届出者 印

建設業者情報	許可番号		
	許可年月日		
	商号又は名称		
	代表者又は個人の氏名		
	主たる営業所の名称 及び所在地		
復旧した営業所情報	仮移転していた元の営業所の名称及び所在地		
	復旧した営業所の名称 及び所在地		
	復旧した営業所の電話番号		
	復旧した営業所の専任技術者		
	復旧した営業所の経營業務の 管理責任者（主たる営業所が 復旧した場合）		
	復旧した営業所の令3条の 使用人（従たる営業所が復旧し た場合）		

(※) 復旧した営業所や仮移転していた元の営業所が複数ある場合には、それらの対応関係が明らかになるよう記載すること。

(※) 本報告書については公衆の閲覧に供されます。

営業所移転等報告書

平成 年 月 日付で仮移転の報告をした営業所については、営業所を（ 廃止
／ 移転 ）することにつき、変更届等を提出したので報告します。

平成 年 月 日

●●地方整備局長等 殿

届出者 印

建設業者情報	許可番号	
	許可年月日	
	商号又は名称	
	代表者又は個人の氏名	
	主たる営業所の名称 及び所在地	

(※) 本報告書については公衆の閲覧に供されます。

事 務 連 絡
平成23年8月30日

各地方整備局等建設業関係事務担当者殿
(都道府県所管部局長あて参考送付)

国土交通省土地・建設産業局建設業課

東日本大震災に伴う建設業関係事務の取扱いについて

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)に基づく許可及び経営事項審査の有効期間の再延長に関する措置(以下「再延長措置」という。)については、「東日本大震災に伴う建設業法上の特例措置の延長等について」(平成23年8月30付け国土建第93号)により通知したところであるが、被災地域における更新等の現状にかんがみ、再延長措置の具体的運用及び被災者に係る法の適用に当たっては、同通知及び「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の発生に伴う建設業関係事務の取扱いについて」(平成23年3月23日付け事務連絡)の内容に加え、下記の点に留意されたく通知する。貴職におかれてはその趣旨を十分ご理解の上、事務処理に当たって遺漏なく措置されるようお願いする。

記

1. 許可関係

(1) 有効期間の再延長について

岩手県、宮城県及び福島県(以下「被災三県」という。)内に主たる営業所を有する建設業者で許可の有効期間が平成23年8月31日から平成24年2月28日までの間に満了する者(平成23年8月31日以前に、更新の申請がなされ、かつ、更新の許可通知がなされている場合を除く。)の当該有効期間の満了日は、平成23年国土交通省告示第868号により、平成24年2月29日まで延長された(被災三県内に主たる営業所を有するか否かの判断は、原則として平成23年3月11日時点で行うものとする)。ただし、被災により平成23年9月1日以降も未だに更新できない状況にある者を救済するとの再延長の趣旨にかんがみ、可能な限り早期申請を促すこととし、平成24年2月29日までになされた申請に係る更新後の有効期間については次のとおり取り扱うこととする。

- ① 更新の許可処分が平成24年2月29日以前となる場合には、当該処分日から5年間有効とする。
- ② 更新の許可処分が平成24年3月1日以降となる場合には、同年3月1日から5年間有効とする。
- ③ ①及び②にかかわらず、再延長措置が講じられる以前の有効期間(以下「従前の有効期間」という。)内に申請がなされた場合(平成23年8月31日までに申請がなされた場合も含む。)には、更新の許可処分の時期にかかわらず、従前の有効期間の満了日の翌日から5年間有効とする。

なお、上記のほか、許可行政庁は、被災三県内に主たる営業所を有しない者であっても、その者が有効期間の満了日の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行った場合(有効期間が平成23年3月11日から平成24年2月28日までの間に満了する者であり、かつ、申出を行った時点で有効期間が満了している者も含む。)

について、申出が適当と認められるときは、その満了日を平成24年2月29日までの範囲内で延長することとする（特定被災地域に主たる営業所を有する者で被災を確認できた場合等には、申出を適当と認めることとする。）。なお、申出に基づき延長を行った場合、申請者の求めに応じ、有効期間が延長されている旨の証明書の発行等を行うものとする。

（2）許可更新時の財産的基礎の審査及び提出書類について

平成23年3月23日付け事務連絡1.（2）・（3）に加え、財産的基礎について次のとおり取り扱うこととする（下表参照）。

- ① 許可の更新申請において財産的基礎に係る基準を満たしているかどうかの判断は、原則として許可の更新申請時の直前の決算期における財務諸表により行うものとされている（建設業許可事務ガイドライン）が、平成25年3月31日までの更新申請については、被災により直前の決算が確定していない場合、別紙1による申出書の提出を求めることにより、決算を確定できない事情等について確認した上で、確定している最新の決算に係る財務諸表（以下「直近の財務諸表」という。）による審査を認めることとする。
- ② さらに、平成25年3月31日までの更新申請については、直近の財務諸表が財産的基礎に係る基準を満たしていない場合は、直近の財務諸表の一期前の決算期における財務諸表による審査を認め、当該一期前の財務諸表が同基準を満たしていれば、平成25年3月31日までの決算期における財務諸表（当該財務諸表の提出時期は平成25年4月以降となっても差し支えない。）で更新要件を満たすこと等を条件として、許可の更新をすることができるものとする（下表の△部分）。なお、直前の決算が確定している場合においては、別紙2による申出書の提出を求め、被災があったことを確認した上で、上記の取扱いを適用することとする（特定被災地域に主たる営業所を有する者で被災を確認できた場合等には、申出を適当と認めることとする。）。

	申請時の直前の決算期における財務諸表	その一期前の決算期における財務諸表	その二期前の決算期における財務諸表
被災により直前の決算が確定していない場合	（財務諸表が存在しない）	○（別紙1による申出が必要）	△（別紙1による申出が必要）
直前の決算が確定している場合	○	△（別紙2による申出が必要）	×

網掛け部分：直近の財務諸表 ○：条件なしで更新可能 △：条件付きで更新可能

（3）営業所の取扱いについて

営業所の社屋については、平成23年3月23日付け事務連絡3.により、倒壊等により存在しなくなった場合でも、当該営業所における営業を継続する意思がある場合には、平成23年8月31日までの間は存続しているものとみなすこととしていたところであるが、当該取扱いとは同年8月31日までで終了する。したがって、同年9月1日以降は、原則として通常どおり法第11条に基づく営業所の変更届（場合によっては許可換え又は廃業届）の提出が必要となる。

ただし、特例として、震災前に現に設置されていた営業所（以下「元の営業所」という。）が震災により流出等し、営業所の実態がなくなっているが、元の営業所に戻って営業する意思があり、仮移転により営業を継続しているときは、許可行政庁は、速やかに（概ね9月末までを目処に）、当該建設業者から、別紙3による当該仮移転先の所在

地、電話番号、代表者氏名等の報告を受けるものとし、当該報告がなされた場合には、平成25年3月31日までの間は、元の営業所において営業を行っているものとみなすこととする（このため変更等の届出は不要となる。）。

なお、主たる営業所を仮移転した場合は、経營業務の管理責任者及び営業所ごとに置く専任技術者を、従たる営業所を仮移転した場合は、営業所ごとに置く専任技術者を、それぞれ仮移転先に設置することが必要であることに留意すること。

また、仮移転先の報告を行った建設業者が、平成25年3月31日までの間に元の営業所に実態を備えた場合には、別紙4による報告を受けるものとする。平成25年3月31日までに元の営業所に実態を備えられなかった場合には、仮移転先に正式に移転し営業所を変更すること等が必要となるが、当該変更等については、法に基づく正式な変更届等と併せて、別紙5による報告を受けるものとする。許可行政庁においては、これらを通じて、仮移転先の報告を行った建設業者の状況を適切に把握しつつ、平成25年3月31日までに営業所の再建や移転が進むよう、指導に努めること。

なお、許可行政庁においては、別紙3～5による報告を行った建設業者情報（許可番号、許可年月日、商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の名称及び所在地）と併せて、別紙3～5（別紙3については、閲覧に供することにつき、報告の際に建設業者の了解を得たものに限る。）について、閲覧に供することとする。

2. 経営事項審査関係

（1）有効期間の再延長について

被災三県内に主たる営業所を有する建設業者で直近の経営事項審査の有効期間が平成23年8月31日から平成24年2月28日までの間に満了する者（直近の経営事項審査の審査基準日が平成21年8月12日から平成22年7月29日までのいずれかの日である者）の当該有効期間の満了日は、平成23年国土交通省告示第868号により、平成24年2月29日まで延長された（なお、被災三県内に主たる営業所を有するか否かの判断は、原則として平成23年3月11日時点で行うものとする）。ただし、被災により平成23年9月1日以降も未だに経営事項審査を受審できない状況にある者を救済するとの再延長の趣旨にかんがみ、可能な限り早期申請を促すこととする。

なお、上記のほか、審査行政庁は、被災三県内に主たる営業所を有しない者であっても、その者が有効期間の満了日の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行った場合（有効期間が平成23年3月11日から平成24年2月28日までの間に満了する者であり、かつ、申出を行った時点で有効期間が満了している者も含む。）において、申出が適当と認められるときは、その満了日を平成24年2月29日までの範囲内で延長することとする（特定被災地域に主たる営業所を有する者で被災を確認できた場合等には、申出を適当と認めることとする。）。なお、申出に基づき延長を行った場合、申請者の求めに応じ、有効期間が延長されている旨の証明書の発行等を行うものとする。

（2）審査における特例措置について

① 直近事業年度の決算が困難な場合の取扱いについて

経営規模等評価申請の際には、決算関連書類として、建設業法施行規則（以下「規則」という。）別記様式第2号による工事経歴書及び規則別記様式第25号の10による経営状況分析結果通知書（以下「添付書類」という。）並びに工事経歴書に記載されている工事に係る工事請負契約書の写し又は注文書及び請書の写し、法人税申告書別表（別表16（1）及び（2））の写し並びに規則別記様式第15号及び第16号による貸借対照表及び損益計算書の写し（以下「確認書類」という。）を提出する

ものとしているが、被災により直前の決算が確定しておらず添付書類及び確認書類を提出できない場合には、別紙1の申出書の提出を求めることにより、決算を確定できない事情等について確認した上で、平成25年3月31日までの日を審査基準日とする経営事項審査の受審に限り、次のとおり取り扱うこととする。

(ア) 経営規模等評価の結果に係る数値のうち完成工事高、自己資本額、利益額及び元請完成工事高に係るものについては、直近の経営事項審査（平成23年3月11日以降に有効期限が到来する経営事項審査に限る。）において用いた種類別年間平均完成工事高、自己資本額（又は平均自己資本額）、平均利益額及び種類別年間平均元請完成工事高をそのまま用いる。

(イ) 経営状況分析の結果に係る数値については、直近の経営事項審査（平成23年3月11日以降に有効期限が到来する経営事項審査に限る。）において用いた経営状況の評点をそのまま用いる。

(ウ) 経営規模等評価の結果に係る数値のうち、(ア)に掲げた項目以外に係るものについては通常どおり審査を行う。

② 直近事業年度以外の事業年度の決算が困難な場合の取扱いについて

①の取扱いにより経営事項審査を受審した建設業者の翌年度以降の経営事項審査の受審については、平成25年3月31日までの日を審査基準日とするものに限り、次のとおり取り扱うこととする。

(ア) 経営規模等評価の結果に係る数値のうち完成工事高及び元請完成工事高に係るものについて、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日（以下「当期事業年度開始日」という。）の直前3年の各事業年度のうち直前の事業年度を除いた1以上の事業年度について被災により完成工事高及び元請完成工事高を確認できない場合は、当期事業年度開始日の直前3年の各事業年度のうち完成工事高及び元請完成工事高を確認できる事業年度における数値により種類別年間平均完成工事高及び種類別年間平均元請完成工事高を算出して用いる。

(イ) 経営規模等評価の結果に係る数値のうち利益額に係るものについて、被災により前審査対象年（審査対象年（当期事業年度開始日の直前1年をいう。）の直前1年をいう。）における利払前税引前償却前利益を算出できない場合は、審査対象年の利払前税引前償却前利益のみを算出して用いる。

(ウ) 経営規模等評価の結果に係る数値のうち、(ア)及び(イ)に掲げた項目以外に係るものについては通常どおり審査を行う。

(エ) なお、登録経営状況分析機関が実施する経営状況分析についての取扱いは以下のとおりとする。

- ・総資本売上総利益率について、審査基準日を含む決算期（以下「直近決算期」という。）の1期前の決算期（以下「前決算期」という。）における総資本の数値が被災により確認できない場合は、総資本を2期平均せず、直近決算期の数値を用いて算出する。

- ・営業キャッシュフローについて、前決算期における財務諸表の数値が被災により確認できない場合は、2期の平均値を用いず、前決算期における財務諸表の数値を0とみなして算出された直近決算期の営業キャッシュフローを用いる。また、前決算期の1期前の決算期（以下「前々決算期」という。）における財務諸表の数値が被災により確認できない場合は、前々決算期における財務諸表の数値を0とみなして算出された前決算期の営業キャッシュフローと直近決算期の営業キャッシュフローの平均値を用いる。

(別紙1～5添付略)